

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 245.3 ha	<p>中原区井田杉山町地内において、箇所番号 1 を廃止する。</p> <p>高津区梶ヶ谷 4 丁目地内において、箇所番号 2 2 を廃止する。</p> <p>高津区久末地内において、箇所番号 3 4 0 を廃止する。</p> <p>宮前区有馬 1 丁目地内において、箇所番号 1 を廃止する。</p> <p>宮前区小台 1 丁目地内において、箇所番号 1 4 3 を廃止する。</p> <p>宮前区菅生 5 丁目地内において、箇所番号 2 2 4 を廃止する。</p> <p>宮前区平 5 丁目地内において、箇所番号 2 6 9 を廃止する。</p> <p>宮前区野川本町 2 丁目地内において、箇所番号 3 6 5 及び 3 6 6 を廃止する。</p> <p>宮前区南野川 2 丁目地内において、箇所番号 4 3 7 を廃止する。</p> <p>宮前区初山 2 丁目地内において、箇所番号 4 8 0 を廃止する。</p> <p>宮前区東有馬 4 丁目地内において、箇所番号 5 6 5 を廃止する。</p> <p>宮前区土橋 1 丁目地内において、箇所番号 6 9 2 を廃止する。</p> <p>多摩区宿河原 5 丁目地内において、箇所番号 7 9、4 4 2 及び 4 4 3 を廃止する。</p> <p>多摩区宿河原 6 丁目地内において、箇所番号 8 1 を廃止する。</p> <p>多摩区菅仙谷 3 丁目地内において、箇所番号 1 4 9 を廃止する。</p> <p>多摩区菅馬場 2 丁目地内において、箇所番号 1 7 9 を廃止する。</p> <p>多摩区登戸地内において、箇所番号 3 2 9、3 3 4 及び 3 3 7 を廃止する。</p> <p>多摩区南生田 2 丁目地内において、箇所番号 4 6 7 を廃止する。</p> <p>麻生区王禅寺西 7 丁目地内において、箇所番号 9 を廃止する。</p> <p>麻生区王禅寺東 4 丁目地内において、箇所番号 1 2 を廃止する。</p> <p>麻生区王禅寺東 5 丁目地内において、箇所番号 3 4 8 を廃止する。</p> <p>麻生区岡上 3 丁目地内において、箇所番号 3 4 9 を廃止する。</p> <p>麻生区黒川地内において、箇所番号 3 5 7 を廃止する。</p> <p>麻生区上麻生 6 丁目地内において、箇所番号 4 3 9 を廃止する。</p> <p>中原区上小田中 6 丁目地内において、箇所番号 6 5 を縮小する。</p> <p>高津区上作延 1 丁目地内において、箇所番号 6 8 を縮小する。</p> <p>高津区下作延 5 丁目地内において、箇所番号 1 1 1 を縮小する。</p> <p>高津区久末地内において、箇所番号 2 6 3 を縮小する。</p> <p>宮前区有馬 4 丁目地内において、箇所番号 2 3 を縮小する。</p> <p>宮前区土橋 3 丁目地内において、箇所番号 2 9 6 を縮小する。</p> <p>宮前区野川本町 2 丁目地内において、箇所番号 3 5 6 及び 3 7 0 を縮小する。</p>

面 積	備 考
約 245.3 ha	<p>宮前区東有馬 2 丁目地内において、箇所番号 5 2 3 を縮小する。  宮前区東有馬 5 丁目地内において、箇所番号 5 7 4 を縮小する。  多摩区生田 2 丁目地内において、箇所番号 1 8 を縮小する。  多摩区长沢 4 丁目地内において、箇所番号 2 6 2 を縮小する。  麻生区栗木台 1 丁目地内において、箇所番号 3 4 2 を縮小する。  中原区下小田中 6 丁目地内において、箇所番号 1 2 5 を拡大する。  高津区末長 1 丁目地内において、箇所番号 1 9 3 を拡大する。  高津区千年地内において、箇所番号 2 2 5 を拡大する。  高津区久末地内において、箇所番号 2 5 8 を拡大する。  宮前区初山 1 丁目地内において、箇所番号 4 6 8 を拡大する。  宮前区野川本町 2 丁目地内において、箇所番号 7 3 1 を拡大する。  高津区北野川地内において、箇所番号 4 2 0 を追加する。</p>
	合計箇所 1,554

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進む中で、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、指定から30年経過あるいは、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなったことを理由とし、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	備 考
新	約 <u>245.3</u> ha	箇所数 <u>1,554</u>
旧	約 <u>248.9</u> ha	箇所数 <u>1,582</u>
増減	-3.6 ha	箇所数 -28

## 都市計画を定める土地の区域

### 1 追加する部分

なし

### 2 削除する部分

なし

### 3 変更する部分

川崎市

中原区

井田杉山町、上小田中6丁目及び下小田中6丁目地内

高津区

梶ヶ谷4丁目、久末、上作延1丁目、下作延5丁目、末長1丁目、千年及び北野川地内

宮前区

有馬1丁目、有馬4丁目、小台1丁目、菅生5丁目、平5丁目、野川本町2丁目、南野川2丁目、初山1丁目、初山2丁目、東有馬2丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目、土橋1丁目及び土橋3丁目地内

多摩区

宿河原5丁目、宿河原6丁目、菅仙谷3丁目、菅馬場2丁目、登戸、南生田2丁目、生田2丁目及び長沢4丁目地内

麻生区

王禅寺西7丁目、王禅寺東4丁目、王禅寺東5丁目、岡上3丁目、黒川、上麻生6丁目及び栗木台1丁目地内

## 経緯書

### 川崎都市計画生産緑地地区

#### 都市計画決定（変更）の経緯

平成 3 年 4 月 26 日	生産緑地法改正
平成 3 年 6 月 21 日	都市計画決定（川崎市告示第 2 5 5 号）
平成 3 年 9 月 10 日	改正生産緑地法施行
平成 4 年 11 月 13 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 3 1 号）
平成 5 年 8 月 11 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 4 8 号）
平成 5 年 12 月 24 日	都市計画変更（川崎市告示第 4 8 3 号）
平成 6 年 12 月 22 日	都市計画変更（川崎市告示第 3 8 7 号）
平成 7 年 12 月 26 日	都市計画変更（川崎市告示第 4 4 5 号）
平成 8 年 12 月 26 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 2 2 号）
平成 9 年 12 月 26 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 1 0 号）
平成 10 年 12 月 25 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 5 3 号）
平成 11 年 12 月 24 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 1 1 号）
平成 12 年 12 月 7 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 2 5 号）
平成 13 年 3 月 30 日	都市計画変更（川崎市告示第 1 3 3 号）
平成 13 年 12 月 27 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 3 3 号）
平成 14 年 12 月 17 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 1 9 号）
平成 15 年 12 月 15 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 4 6 号）
平成 16 年 12 月 20 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 0 9 号）
平成 17 年 12 月 21 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 4 1 号）
平成 18 年 12 月 18 日	都市計画変更（川崎市告示第 5 6 0 号）
平成 19 年 12 月 27 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 2 0 号）
平成 20 年 12 月 22 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 1 2 号）
平成 21 年 12 月 21 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 5 2 号）
平成 22 年 12 月 21 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 6 5 号）
平成 23 年 11 月 30 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 0 2 号）
平成 24 年 11 月 21 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 0 5 号）
平成 25 年 12 月 4 日	都市計画変更（川崎市告示第 7 9 2 号）
平成 26 年 12 月 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 4 3 号）
平成 27 年 12 月 3 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 0 5 号）
平成 28 年 12 月 5 日	都市計画変更（川崎市告示第 6 8 7 号）

平成29年12月5日	都市計画変更 (川崎市告示第604号)
平成30年8月9日	都市計画変更 (川崎市告示第456号)
平成30年11月29日	都市計画変更 (川崎市告示第635号)
令和元年11月20日	都市計画変更 (川崎市告示第367号)
令和2年11月26日	都市計画変更 (川崎市告示第637号)
令和3年12月2日	都市計画変更 (川崎市告示第595号)
令和4年11月14日	都市計画変更 (川崎市告示第596号)
令和5年4月12日	都市計画変更 (川崎市告示第229号)
令和5年11月28日	都市計画変更 (川崎市告示第580号)
令和6年10月31日	都市計画変更 (川崎市告示第497号)

今回の都市計画変更の経緯

令和6年11月11日～ 生産緑地地区指定申し出受付期間

令和6年12月10日

令和7年9月3日～ 法定縦覧 (今回手続)

令和7年9月17日